

聖籠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第十四号

聖籠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成八年聖籠町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「若しくは第三項に」を「及び第三項に」に、「若しくは町長が」を「並びに町長が」に改め、「（以下「検体」という。）」を削り、同項第二号中「、家庭訪問指導又は検体の採取若しくは取扱いの作業又はらい患者に接する作業」を「又は家庭訪問指導の作業」に改め、同項第三号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。